

所得（各種控除後の年間所得）に応じて、自己負担限度額が異なります。

また、70歳以上の人と、70歳未満の人の限度額が異なります。

		区 分	自己負担限度額
70歳未満の者		上位所得者（※） （月収53万円以上、 年間所得600万円以上）	$150,000 + (\text{医療費} - 500,000) \times 1\%$ 【 83,400 】
		一般	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ 【 44,400 】
		低所得者 【住民税非課税】	35,400 【 24,600 】

		区 分	外来(個人ごと)	自己負担限度額
70歳以上		現役並み所得者 （月収28万円以上、 課税所得額145万円以上）	44,400円	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ 【 44,400 】
		一般	12,000円	44,400円
75歳未満の者	低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ （年金収入 80万円以下）		15,000円

※【 】内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当したときの金額【多数該当】

② 世帯合算

同じ月に同じ世帯で21,000円以上の自己負担を支払った人(70歳未満)が複数いる場合は合算し、自己負担限度額を超えた分が、払い戻されます。